

○廿日市市建設工事一般競争入札実施要領（事後審査型）

平成20年3月27日

告示第72号

（趣旨）

第1条 この要領は、建設工事の契約に係る入札において、入札に参加する者に必要な資格を入札後に審査する一般競争入札（以下「本競争入札」という。）の実施に関し、法令及び他に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成24年告示58号・25年53号〕）

（対象）

第2条 本競争入札は、廿日市市建設工事競争入札取扱要綱（平成20年告示第67号。以下「建設工事入札取扱要綱」という。）第15条に規定する建設工事を対象とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（一部改正〔平成25年告示53号〕）

（入札公告）

第3条 本競争入札を実施するに当たっては、市長はその入札公告において、廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）第5条及び建設工事入札取扱要綱第16条に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を併せて公告するものとする。

- (1) 本競争入札に付する入札案件である旨
- (2) その他本競争入札の実施に関し必要と認める事項

（一部改正〔平成25年告示53号〕）

（入札の方法）

第4条 本競争入札は、原則として、廿日市市電子入札実施要領（平成2年告示第17号。以下「電子入札要領」という。）に定める電子入札（以下「電子入札」という。）により行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（一部改正〔平成25年告示53号〕）

(入札書等の提出方法)

第5条 本競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により入札書を提出するものとする。

(1) 電子入札を行う場合

入札公告に記載した提出期間内に、電子入札要領に定める電子入札システムを利用して入札書を提出する。

(2) 書面で入札を行う場合

入札公告に記載した提出期間内に、入札公告に記載した提出方法により入札書を提出する。

2 入札参加者は、前項の規定により入札書を提出する場合において、工事費内訳書又は積算内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）を併せて提出するものとする。

3 入札参加者は、前2項の規定により提出した入札書及び工事費内訳書等を撤回し、又は差し替えることができないものとし、入札参加者が、入札書及び工事費内訳書等のいずれかをその提出期限までに提出しなかった場合は、その入札は無効となるものとする。

（一部改正〔平成24年告示58号〕）

(入札書の開札)

第6条 市長は、本競争入札に係る入札書を、入札公告に記載した開札日時に開札する。

2 市長は、開札を行った結果、入札参加者がいない場合、入札参加者がある場合において有効な入札を行った者がいない場合は、当該入札を打ち切るものとする。

3 開札を行った結果、次の各号に掲げる入札の区分に応じ、当該各号に定める者（以下「落札候補者」という。）を入札参加資格の有無の確認（以下「入札参加資格の確認」という。）が行われる入札参加者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項及び施行令第167条の10の2第2

項の規定により調査基準価格を設定した本競争入札（以下「低入札価格調査対象入札」という。）予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（当該入札価格が低入札価格調査の対象である場合は、低入札価格調査の結果、適正な履行ができるとされたものに限る。第8条第2項第1号において同じ。）。ただし、施行令第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する入札（以下「総合評価方式」という。）による場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち別に定める評価の方法により求めた評価値が最も高いもの（以下「評価値の最も高い者」という。）

(2) 施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設定した本競争入札（以下「最低制限価格対象入札」という。）予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札をしたもの

4 前項の落札候補者の決定において、落札候補者となる価格又は評価値をもって入札した者が2者以上あるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により落札候補者を定めるものとする。

(1) 電子入札を行う場合 電子入札システムの電子くじ

(2) 書面で入札を行う場合 くじ引き

（一部改正〔平成24年告示58号・25年53号・29年33号・令和7年260号〕）

（資格要件確認書類の提出）

第7条 市長は、開札後、落札候補者に対し、一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）及び公告に定める入札参加資格要件に応じて、施工実績調書（別記様式第2号）、配置予定技術者調書（別記様式第3号）及び資本関係・人的関係調書（別記様式第4号）等指定する書類（以下「資格要件確認書類」という。）を指定する期限までに提出するよう求めるものとする。

2 市長は、必要に応じて落札候補者以外の入札者に対しても資格要件確認書類の提出を求めることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、指定する期限までに指定する方法で、全ての入札参加者が資格要件確認書類を提出することを公告により定めることができるものとする。
- 4 資格要件確認書類の提出を求められた者は、指定された期限までに資格要件確認書類を市長に提出し、当該入札に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 5 資格要件確認書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(一部改正〔平成24年告示58号・25年53号・27年39号〕)

(入札参加資格の確認)

第8条 市長は、本競争入札における入札参加資格の確認については、入札公告で公告した開札日時を基準として、資格要件確認書類に基づき、行うものとする。この場合において、入札参加資格の確認を受ける入札参加者が、当該開札日時から落札者の決定までの間に、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入札参加者は資格要件を満たしていないものとみなし、当該入札参加者の入札を無効とするものとする。なお、第1号及び第2号に該当する場合を除き、入札を無効とした当該入札参加者に対し、指名除外措置を行うことがある。

- (1) 建設工事入札取扱要綱第13条第1項に規定する競争入札参加資格の取消し事由に該当することとなった場合
- (2) 廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱(平成9年告示第25号)
第2条の規定に基づき、指名除外措置を受けた場合
- (3) 市長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
- (4) 資格要件の確認のために発注機関の職員が行った指示に従わない場合
- (5) 資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合
- (7) 前6号に掲げる場合のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

及び入札に関する条件に違反することとなった場合

2 市長は、前項の規定による確認の結果、落札候補者について入札参加資格がないと認めた場合には、次の各号に掲げる入札の区分に応じ、当該各号に定める者から順次、入札参加資格を有する者が確認されるまで、同項の規定により、入札参加資格の確認を行うものとする。

(1) 低入札価格調査対象入札 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者。

ただし、総合評価方式による場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした他の者のうち評価値の最も高い者

(2) 最低制限価格対象入札 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をしたもの

3 前項の入札参加資格の確認において、落札候補者となる価格又は評価値をもって入札した者が2者以上あるときの落札候補者の決定については、第6条第4項の規定を準用するものとする。

(一部改正〔平成24年告示58号・25年53号・29年33号〕)

(落札者の決定)

第9条 市長は、前条の規定による確認の結果、入札参加資格を有すると確認された者を落札者として決定するものとする。

2 前条の規定による確認の結果、落札者として決定すべき落札候補者がない場合は、当該入札を打ち切るものとする。

3 第6条第2項及び前項の規定により入札を打ち切った場合は、原則として一般競争入札の再手続きを行うものとする。なお、市長が認めた場合は、本競争入札の再手続きによらず、指名競争入札によることができるものとする。

(一部改正〔平成24年告示58号・25年53号〕)

(入札参加資格確認結果及び入札結果の通知)

第10条 市長は、前条第1項の規定により落札者の決定をした場合は、入札参加者に対して、入札参加資格確認結果及び入札結果を通知するも

のとする。この場合において、入札参加資格がないとされた者に対しては、その理由も併せて入札参加資格不適格通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

（一部改正〔平成24年告示58号・25年53号〕）

（資格要件を満たさない者の取扱い）

第11条 前条後段の規定により入札参加資格がないと通知された者は、入札参加資格がないとされた理由の説明（以下「不適格理由説明」という。）を求めることができる。

- 2 不適格理由説明の請求は、前条後段の通知を行った日から起算して3日以内に、不適格理由説明請求書（別記様式第6号）を市長に提出して行うものとする。
- 3 市長は、不適格理由説明請求書が提出されたときは、速やかに不適格理由説明書（別記様式第7号）により、不適格理由説明を行うものとする。

（追加〔平成25年告示53号〕）

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、本競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

（一部改正〔平成24年告示58号・25年53号〕）

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

（一部改正〔平成27年告示39号〕）

（条件付一般競争入札事務処理要綱の廃止）

- 2 条件付一般競争入札事務処理要綱（平成11年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成21年3月25日告示第60号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日告示第47号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日告示第58号）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第53号）

（施行期日）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の廿日市市建設工事一般競争入札実施要領（事後審査型）の規定は、この告示の施行の日以後に公告又は指名を行った入札から適用する。

附 則（平成26年6月18日告示第151号）

この告示は、平成26年6月18日から施行する。

附 則（平成27年3月26日告示第39号）

この告示は、平成27年3月26日から施行する。

附 則（平成29年3月28日告示第33号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月21日告示第26号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日告示第26号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日告示第46号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月9日告示第41号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月21日告示第207号）

この告示は、令和5年8月21日から施行する。

附 則（令和7年12月24日告示第260号）

この告示は、告示のから施行する。

(別記)
様式第1号 (第7条関係)

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日
廿日市市長様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

本店所在地 1市内 2県内 3県外

(いざれかを○で囲んでください)

次の工事の一般競争入札について、競争参加資格を確認されたく、添付書類を添えて申請します。

工事名

添付書類 (提出するものの□に「レ」印又は■ (塗潰し) をすること。)

- 施工実績調書及びその確認資料
- 配置予定技術者調書及びその確認資料
- 資本関係・人的関係調書 (必ず添付すること。)
- 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写し)
(入札公告において、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を求めている場合のみ
必要)
- 建設業法施行規則に定める建設業許可申請書又は同別紙二の写し

誓約事項

- 1 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等の関係法令を遵守し、談合及び
談合と疑われるような行為は行わず、公正な入札に努めます。
- 2 自社又は他の入札参加者が行った行為により、当該入札の公正性に疑義が生じ、廿日市
市において入札の中止等いかなる措置をとられても、一切異議の申立てをしません。
- 3 本件工事に係る設計業務の受託者である_____と当社とは、入札公告に定め
る資本若しくは人事面における関連はありません。

消費税法第9条第1項の適用について (予定を含む) の届出 (どちらかの□に「レ」印又は
■ (塗潰し) をすること。)

課税事業者

免税事業者

(問合せ先)

担当者 : 部 署 : 部 課
電 話 : () - - (代) (内線)

※この書類の受付をもって競争入札参加資格を有していることの確認を保証するものではありません。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号 (第7条関係)

施工実績調書

年 月 日

廿日市市長様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

工事名 称 等	工事名		
	発注者名		
	施工場所		
	最終請負金額 (消費税を含む。)	(単体の場合)	
		円	
		(共同企業体の場合)	
	全体額	円	
当社分	円		
工 期	年 月 日	～	年 月 日
受注形態	単体又は共同企業体 (出資比率 %)		
工事内容	※入札公告に記載した競争参加資格に定める施工実績を有していることを確認できるよう、具体的な構造、数量等を記載すること。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

様式第3号（第7条関係）

配置予定技術者調書

年 月 日

廿日市市長様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

配置予定者氏名	※上記の者は、廿日市市の規定に基づき、適正に選定しました。							
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許								
手持ち工事の有無 (下請工事も含む。)	<p>(工事名) 工事 (発注者名) ・無・有 (工 期) 年 月 日 ～ 年 月 日 (契約金額) 円</p> <p>※専任の技術者を要する工事の場合は、契約日までに手持ち工事を外すこと。ただし、設計図書（仕様書、現場説明書等をいう。）に特別な定めがある場合は、この限りでない。</p>							
重複申請の有無	・無・有 (工事名) 工事 ※重複落札したときは、いずれかの工事に係る技術者について公告に定めた条件に合致する者への変更を契約日までに契約担当課へ申請すること。							
工事 経 歴	工 事 名							
	発 注 者 名							
	施 工 場 所							
	最終請負金額 (消費税を含む。)	<p>(単体の場合) 単体 円</p> <p>(共同企業体の場合) 全額 円 当社分 円 (%)</p>						
	工 期	年 月 日			～ 年 月 日			
	工 事 内 容							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。

様式第4号（第7条関係）

資本関係・人的関係調書

年 月 日

廿日市市長様

所在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

当社と他の廿日市市の建設工事入札参加資格者との資本関係及び人的関係は、次のとおり相違ありません。

1 資本関係に関する事項

- ① 会社法第2条第4号の規定による親会社

商号又は名称	

- ② 会社法第2条第3号の規定による子会社

商号又は名称	

- ③ ①に記載した親会社の他の子会社（自社を除く）

商号又は名称	

2 人的関係に関する事項

役員等の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

(注)「役員等」としては、代表取締役、取締役（社外取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）並びに会社更生又は民事再生の手続中である会社の管財人を記載すること。

なお、監査役及び執行役員は、「役員等」に該当しない。

※ 記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加して用いること。なお、別紙となる場合は、左上をステープラーで綴じこみ、別紙にも記名、押印すること。

※ 該当のない事項については、その欄に「該当なし」と記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号（第10条関係）

入札参加資格不適格通知書

（元号） 年 月 日

廿日市市

廿日市市長

企業ＩＤ　　：

商号又は企業名称：

代表者氏名　　：

次の案件について、入札に参加する者に必要な資格要件を満たしている
と認められませんので、貴社の行った入札を無効とします。

案件番号　　：

調達案件名称：

開札日時　　：

理由　　：

なお、文書により次の期限までにその理由の説明を求めることができます。

説明要求期限：（元号） 年 月 日

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第6号（第11条関係）

不適格理由説明請求書

年 月 日

廿日市市長様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

年 月 日付け入札参加資格不適格通知書に記載の、資格要件を満たしていると認められない理由について、その説明を求めます。

工 事 名	
工 事 場 所	
説明を求める理由	
そ の 他	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号（第11条関係）

（元号）年月日

不適格理由説明書

様

廿日市市長

印

（元号）年月日付けで請求のあったこのことについては、次のとおりです。

工事名	
工事場所	
資格要件を満たしていないと認められない理由についての説明	
その他	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。